

区域区分の変更に係る都市計画案の意見に対する都市計画決定権者の見解

那覇広域都市計画区域区分の変更「第7回定期見直し」

番号	意見要旨	都市計画決定権者の見解
1	<p>1. 那覇広域内における糸満市の都市計画では現在、約2割の市街化区域（低海拔帯：大部分は埋立地：「糸満市土地開発公社」の造成地）と約8割の市街化調整区域（高台：元々の糸満市民の住宅地）に指定されています。市街化調整区域内では、土地活用の規制が厳しすぎる為、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①深刻な過疎化問題 ②農地の原野化問題（農業人口の減少による耕作放棄地） ③原野等への産業廃棄物の不法投棄 ④個人の資産運用を認めず行政による個人の財産権の侵害が公然と行われている問題 ⑤市街化調整区域内において資産運用が認めてもらえず、豊かになる権利が奪われている問題 <p>等様々な問題が生じておりますが、これまで行政はそれらの問題に目を背けてきております。</p> <p>沖縄県内の市町村の土地活用は平等であるべきです。現在の那覇広域における糸満市の都市計画は中北部の市町村に比べあまりにも格差があり、差別制度と言わざるを得ません。</p> <p>沖縄県や糸満市は差別制度を直ちに改めるべきです。中北部の市町村と平等に市街化調整区域を無くし、都市計画区域外や非線引きの区域に変えて、個人の資産運用が可能な仕組みにし、民間の投資が呼び込めるような制度に変えるべきです。同じ沖縄県内の市町村は平等であるべきであり、現在の差別制度を廃止し、全ての県民が豊かになれるような制度に改めて頂きたいと思っております。</p> <p>2. 又糸満市内の小中学校のある地域は元々の行政区で有り、そこを中心に地域は発展してきました。歴史的にも事実上の市街化区域であり、それらの小中学校のある地域は歴史上の事実に基づいて全て市街化区域に戻すべきです。</p>	<p>1. 区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすものであり、すでに市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」とし、市街化を抑制する地域を「市街化調整区域」として定めるものであります。</p> <p>那覇広域都市計画区域（以下「本区域」という。）では、市街地の計画的な誘導と農地や自然地等の保全を一体的に行うため、昭和49年に区域区分が指定され、その後、人口増加を背景に、これまで市街化区域を約2,200ha拡大しております。その結果、公共施設等の効率的な整備や無秩序な市街化拡大の防止及び自然環境の保全等に一定の効果が得られていると考えております。</p> <p>今後も引き続き、市町村が描く将来のまちづくりを実現するためには、無秩序な開発ではなく、地域特性を活かした適切な土地利用となるよう計画的なまちづくりを進めていくことが重要であり、本区域内の市町村の意向も鑑みると、現時点においては区域区分の維持は必要と考えております。</p> <p>2. 今後の市街化調整区域内における地域活力の維持や開発需要の対応に向けては、都市計画区域マスタープランや市町村都市計画マスタープラン等を踏まえて、保全と開発のバランスを保ちつつ、市街化調整区域の地区計画策定等の支援や基準に適合する地区の市街化区域への編入など、市町村が地域の実情に沿った取り組みを迅速に進め、柔軟な土地利用ができるよう取り組んで参ります。</p> <p>以上のとおり、現時点では那覇広域都市計画区域の区域区分の維持は必要であり、今後の市街化調整区域の開発需要等への対応については市町村が地域の実情に沿った柔軟な土地利用ができるよう取り組むこととしていることから、都市計画案のとおり決定したいと考えております。</p>